



山梨労発基0830第2号

令和5年8月30日

独立行政法人労働者健康安全機構  
山梨産業保健総合支援センター 所長 殿

山 梨 労 働 局 長

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

平素から、労働行政の推進につきまして格別な御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法に基づく健康診断の実施、健康診断結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置（以下「事後措置等」という。）の実施については、平成25年度より全国労働衛生週間準備期間である毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

本年度の全国労働衛生週間の実施については、令和5年8月22日付け「令和5年度(第74回)全国労働衛生週間の実施について」によりお知らせしたところですが、職場の健康診断実施強化月間の取組については、労働安全衛生法等に基づく健康診断の実施等に係る対応も踏まえて、別紙のとおり実施いたしますので、趣旨を御理解の上、事業場の健康診断と健康診断実施後の事後措置等が適正に行われるよう、貴センター及び地域窓口（地域産業保健センター）を通じた事業者への周知・支援について、特段の御協力及び御配慮をお願いいたします。